

建築局「建設キャリアアップシステム」活用モデル工事実施要領

1 目的

公共工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする中長期的な技能者の確保・育成に配慮することは公共発注者が果たすべき責務となっている。

本要領は、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払いと処遇改善などに資する建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を目的としたCCUS活用モデル工事の試行を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。

カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。

現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。

対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。
ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

3 CCUS活用モデル工事

（1）対象工事

建設部建築局が発注する営繕工事のうち、計画管理課が必要と認めて指定した工事を対象とする。
ただし、一般競争入札（WTO案件）は対象外とする。

（2）入札公告及び特記仕様書への明示

（1）の対象工事は、入札公告及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

（3）試行内容

（1）の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点を行うものとする。

評価対象項目	判断基準
① 事業者登録	元請企業の登録
② 管理者ID（現場管理者）登録	当該現場の登録
③ 技能者の就業履歴の蓄積	対象期間の日数の50%以上蓄積
④ アンケートの提出	工事完成までに発注者に提出

※既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。

（４）基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して（３）に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

評価対象項目	資料の例
① 事業者登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）など
② 管理者ID（現場管理者）登録	
③ 技能者の就業履歴の蓄積	
④ アンケートの提出	別紙－３

（５）工事施行成績評定への反映

受注者が（３）に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考查項目別運用表における評価項目「５．創意工夫－■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。

（６）CCUS活用にかかる費用

受注者がCCUS活用を希望した場合は、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、軽微な設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

ア カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台当たり1万円、iOSの場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事当たり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。

このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台当たり1万円、iOSの場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。また、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

ただし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

イ 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

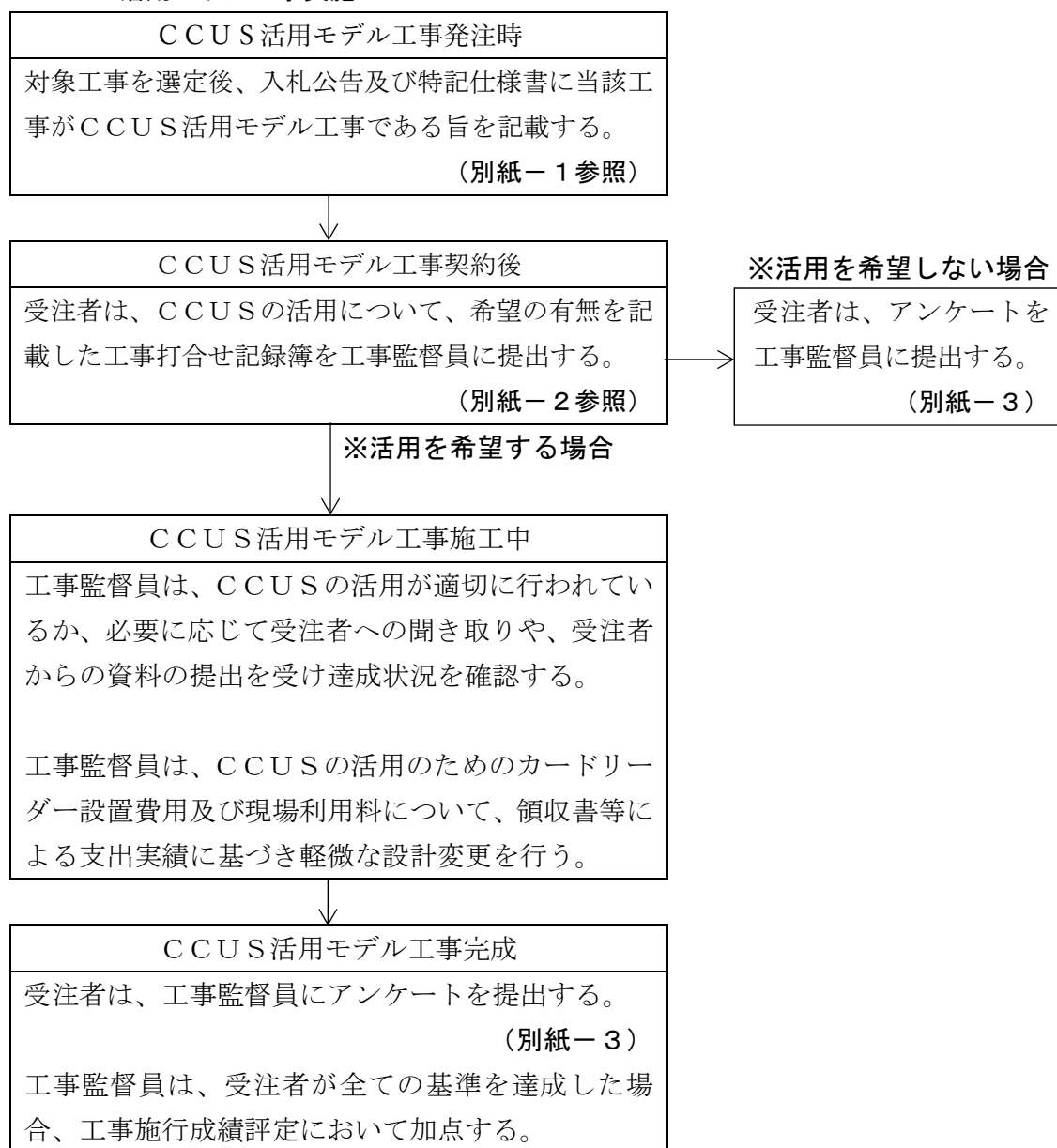
（７）アンケートの実施

受注者は、別に定めるアンケート（別紙－３）を工事完成までに発注者に提出するものとする。

（８）その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

4 CCUS活用モデル工事実施フロー



入札公告及び特記仕様書の記載例

1 入札の公告

「1 入札に付する事項」に以下を記載すること。

(番号) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事

本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする。

2 特記仕様書

特記仕様書に以下を記載すること。

○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUS活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評価を実施する試行工事である。
2. 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。
 - ・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
 - ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
 - ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用をいう。
 - ・対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。
- 3 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評価において加点評価を行うものとする。

〈評価対象項目〉

- ① 事業者登録
- ② 管理者ID（現場管理者）登録
- ③ 技能者の就業履歴の蓄積
- ④ アンケートの提出

〈判断基準〉

- ① 元請企業の登録
- ② 当該現場の登録
- ③ 対象期間の日数の50%以上蓄積
- ④ 工事完成までに発注者に提出

※既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。

- 4 発注者は、受注者に対して3に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

〈提出資料の例〉

就業履歴一覧（月別カレンダー）など

- 5 受注者が、3に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評価基準の工事成績採点

の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫－■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点评価することとする。

- 6 CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、軽微な設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。

この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

ア カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

イ 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

- 7 受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。

- 8 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート

工事番号		工事名	
記入者	会社名		
	役職	氏名	
	連絡先	(電話)	
		(MAIL)	

以下の設問にお答えください。

問1 今回の入札に参加した理由を教えてください。(複数回答可)

- ① 受注機会を得たかったため
- ② インセンティブ（施行成績評定の加点）があるため
- ③ CCUSの普及促進のため
- ④ その他

回答欄

「④その他」を選択された場合、具体的な内容を記載願います。

(回答欄)

問2 今回のモデル工事でCCUS活用に取り組みましたか

- ① 取り組んだ → 「問4」へ進む
- ② 取り組まなかった → 「問3」へ進む

回答欄

問3 取り組まなかった理由を教えてください。(複数回答可)

- ① 手続きに手間や時間がかかるため
- ② 登録費用がかかるため
- ③ 下請企業の協力が得られなかったため
- ④ その他

回答欄

「④その他」を選択された場合、具体的な内容を記載願います。

(回答欄)

→ 「問16」へ進む

問4 元請のCCUS事業者登録状況及び活用状況を教えてください。

- ① 登録済みで、既に他の現場で活用したことがある
- ② 登録済みだが、まだ現場で活用していない
- ③ 今回のモデル工事受注で登録した
- ④ その他

回答欄

「④その他」を選択された場合、具体的な内容を記載願います。

(回答欄)

問5 当該現場における下請企業数を教えてください。

※下請企業とは、工事において施工体系図への記載が求められる企業のことです。

回答欄

問6 「問5」の内、以前よりCCUS事業者登録済みであった企業数を教えてください。

回答欄

問7 「問5」の内、今回新たにCCUS事業者登録した企業数を教えてください。

回答欄

問8 当該現場における元請の技能者数を教えてください。

※技能者（技能労働者）とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者のことです。

回答欄

問9 「問8」の内、以前よりCCUS技能者登録済みであった技能者数を教えてください。

回答欄

問10 「問8」の内、今回新たにCCUS技能者登録した技能者数を教えてください。

回答欄

問11 当該現場における下請の技能者数を教えてください。

※技能者（技能労働者）とは、建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者のことです。

回答欄

問12 「問11」の内、以前よりCCUS技能者登録済みであった技能者数を教えてください。

回答欄

問13 「問11」の内、今回新たにCCUS技能者登録した技能者数を教えてください。

回答欄

問14 今回の工事で全ての基準を達成できましたか。

① 達成できた → 「問16」へ進む

② 達成できなかった → 「問15」へ進む

回答欄

問15 未達成の項目、要因、改善すべき点などを記載願います。

(回答欄)

問16 モデル工事について、改善すべき点など意見・要望があれば、記載願います。

(回答欄)

問17 その他、意見・要望があれば、記載願います。

(回答欄)

アンケートへのご協力ありがとうございました。